

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------|
| 9 | 収納管理関連事務基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野迫川村長は、収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたって、特定個人情報ファイルの不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県野迫川村長

公表日

平成28年7月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 収納管理関連事務 |
| ②事務の概要 | 村は、個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、その賦課の根拠となる各法令及び条例等に基づき、納付の状況を管理する。その中で、特定個人情報を下記の事務に利用する。 (1) 各税または保険料の納付があった際の記録。 (2) 各税または保険料の納付状況に関する証明書発行。 (3) 各税または保険料の更正に伴う還付または充当。 (4) 納期限経過後の督促状等の発行。 (5) 滞納者把握のための納付状況の確認と時効管理。 (6) 他自治体・機関との間での収納情報照会と回答。 |
| ③システムの名称 | 個人住民税システム・固定資産税システム・軽自動車税システム 国民健康保険税システム・後期高齢者医療システム・介護保険システム 収納管理システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1) 収納管理情報ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 16、30、59、68 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 27 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 住民課 |
| ②所属長 | 住民課長 吉井 善嗣 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 野迫川村役場 総務課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 電話 0747-37-2101 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 野迫川村役場 住民課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 電話 0747-37-2101 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人未満(任意実施)] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成28年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成28年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

